

平成 16 年(行ヒ)第 96 号

決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成 14 年(行コ) 第 150 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 15 年 12 月 17 日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成 18 年 7 月 13 日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人	オリエンタルモーター株式会社
相手方	中央労働委員会
同参加人	全日本金属情報機器労働組合千葉地方本部オリエンタルモーター支部
同参加人	X1
同参加人	X2
同参加人	X3
同参加人	X4
同参加人	X5
同参加人	X6
同参加人	X7
同参加人	X8
同参加人	X9
同参加人	X10
同参加人	X11
同参加人	X12